

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 24 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 横 山 和 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 7 日から 令和 8 年 8 月 17 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 20 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 24 日から 令和 8 年 8 月 28 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 24 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6,650,000 5,320,000	一括	1,330,000	45,840	11,778
1	3,140,000				
2	3,510,000				



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 | | |
| | 地 番 | 109 番 14 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 189.00 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 109 番地 14 | | |
| | 家屋 番号 | 109 番 14 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 83.63 平方メートル | |
| | | 2 階 | 58.79 平方メートル | |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8年 5月20日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 | | |
| | 地 番 | 109 番 14 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 189.00 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 109 番地 14 | | |
| | 家屋 番号 | 109 番 14 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 83.63 平方メートル | |
| | | 2 階 | 58.79 平方メートル | |



令和 7年(ケ)第 130号
令和 8年 3月 6日受理
令和 8年 4月 15日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 | |
| | 地 番 | 109番14 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 189.00平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市南区石山一条二丁目 109番地14 | |
| | 家屋 番号 | 109番14 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 83.63平方メートル |
| | | 2階 | 58.79平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	札幌市南区石山1条2丁目12番18号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件 1 について

- 1 本土地の境界石等は土地建物位置関係図に示すとおりを確認した。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 本土地の東側に物件所有者所有のコンクリートブロック門柱及びコンクリートブロック塀が設置されている。なお、コンクリートブロック門柱コンクリートブロック塀は損傷が著しい。
- 3 南東側の道路から敷地部分に入るための物件所有者所有の階段が設置されている。なお、階段は損傷箇所が多々見受けられる。
- 4 本土地の北西側隣接地に設置されている灯油タンクの一部が、本土地に越境している可能性がある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の2番参照）。
- 5 本土地の南側に設置されている水道マンホールは、南西側隣接地との境界上に設置されている。

■ 物件 2 について

- 1 本建物は昭和52年に新築のため、内外装の老朽化が多々見受けられる。
- 2 建物内の床及び階段に歪みが見受けられ、多くの箇所がきしんでいる。
- 3 和室3の天井にあまもり跡がある（下記「物件所有者の陳述の要旨」の3番参照）。
- 4 ベランダの床及び柵に損傷している箇所がある。
- 5 外壁に剥がれ及びへこみが多々見受けられる。
- 6 屋根裏収納がある。
- 7 車庫は、高さが約1.8メートル、奥行きは約5.0メートルのため、入庫できる車両に制限があり注意を要する。

■ 物件所有者の陳述の要旨

- 1 本物件には私、妻及び娘2人が居住しています。
- 2 「本土地の北西側隣接地に設置されている灯油タンクの一部が、本土地に越境している可能性がある。」と調査担当執行官より説明を受けましたが、私の方ではそのような認識はなく、また、北西側隣接地所有者と争い等はまったくありません。
- 3 和室3に雨漏り跡がありますが、現在（令和8年4月）まで、室内に雨漏りがあったことはありません。
- 4 浴室の窓は、リフォームの際に浴室内側から塞いだため、窓は使用できません。

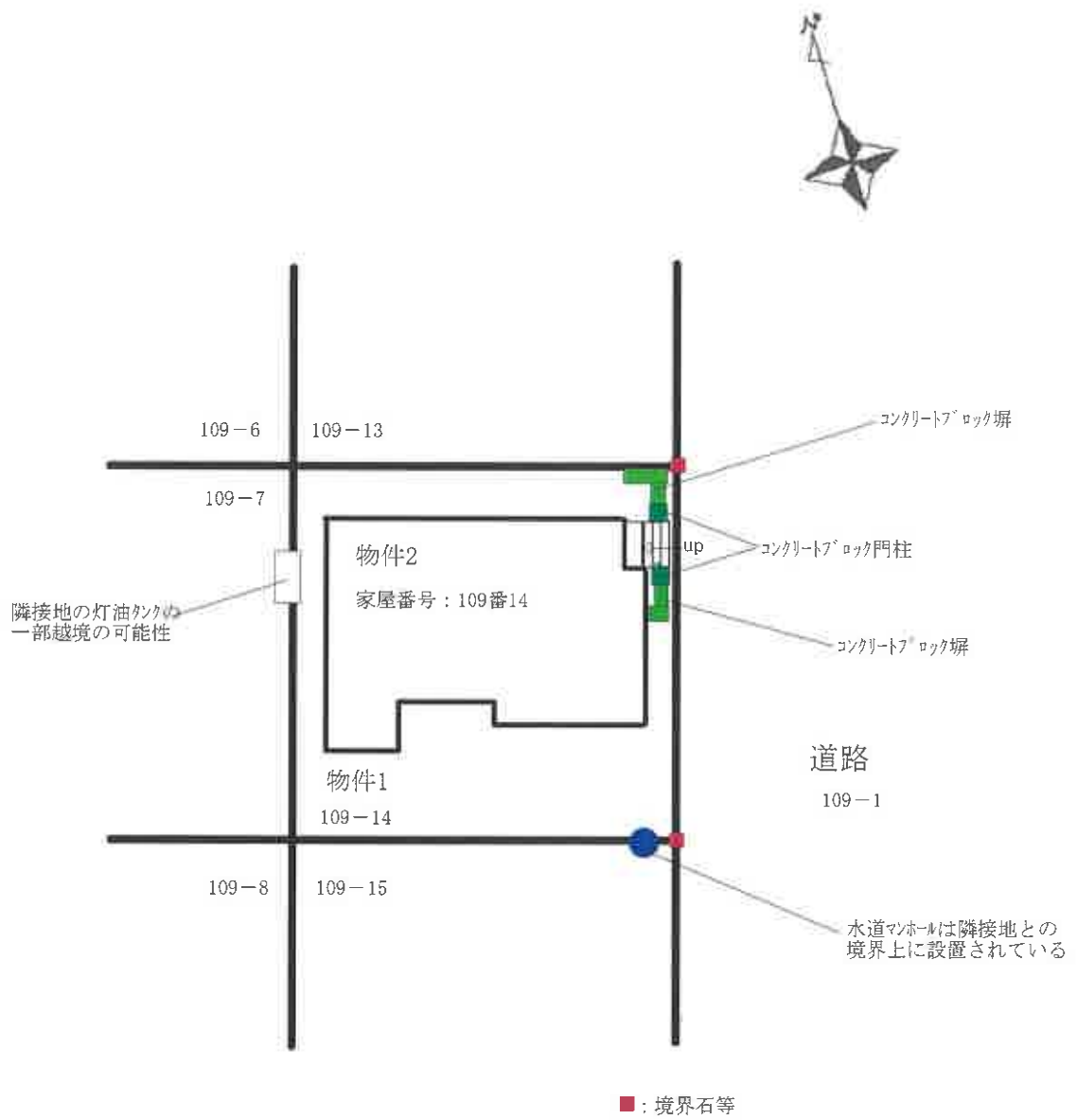
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月 9日 (月) 12:50-13:10	物件所在地	占有関係調査、現地確認、外部調査、写真撮影、物件所有者の妻に面談
8年 3月 9日 (月) : - :	郵便	物件所有者に連絡文書発送
8年 3月11日 (水) 13:40-13:40	電話	物件所有者の妻に架電 (不通)
8年 3月12日 (木) 11:15-11:25	電話	物件所有者の妻より架電
8年 3月23日 (月) 11:00-11:05	電話	物件所有者の妻より架電
8年 3月30日 (月) 10:55-11:00	電話	物件所有者の妻より架電
8年 4月 2日 (木) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧 (目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
8年 4月 7日 (火) 12:50-13:55	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、物件所有者立会
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

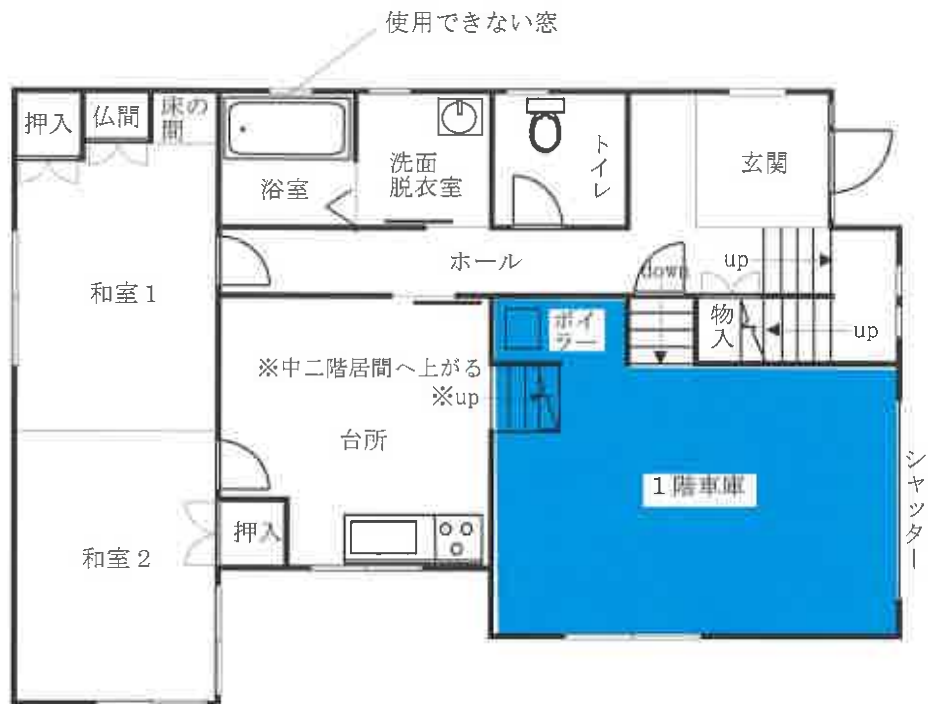
土地建物位置関係図



建物間取図



1 階



2 階



全景



居間



台所



浴室



コンクリートブロック門柱、コンクリートブロック塀及びベランダの状況



北西側隣接地の灯油タンクの状況



水道マンホールの状況



和室3 天井の状況



外壁の状況（南西側より撮影）



屋根裏部屋



令和7年(ケ)第 130号
令和8年4月 7日現地調査
令和8年4月15日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
坂 井 慎 一 印

第1 評価額

一括価格	
金6,650,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金3,140,000円
物件2（建物）	金3,510,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市南区石山一条二丁目 109番14 宅地 189.00m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	札幌市南区石山一条二丁目109番地14 109番14 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階： 83.63m ² 2階： <u>58.79m²</u> 合 計 142.42m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	・ 北西側隣接地上の灯油タンクの一部が本件土地に越境している可能性がある。 ・ 水道マンホールは、南西側隣接地との境界上に設置されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	地下鉄南北線「真駒内」駅の南西方・道路距離約3,500m 最寄バス停「石山陸橋」南西・道路距離約400m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産の周辺は中規模一般住宅が建ち並ぶ、川岸に近い普通住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 18m高度地区、駐車・駐輪附置義務対象区域-自動車ふく そう地区、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画：居住 誘導区域外・都市機能誘導区域外、景観計画区域
画 地 条 件	・南東側の一路線のみには接面する中間画地に位置する。 ・画地内はほぼ平坦で、地盤は周辺の住宅地と同程度と見込まれる。下記接面道とはほぼ等高で接する。北東方隣接地(地番109-13)、南西方隣接地(地番109-15)、北西方隣接地(地番109-7)とはほぼ等高に接面している。 ・南東側間口約13.50m、奥行約14.00mの長方形地である。	
接面道路の状況	南東側幅員約11m舗装市道(石山宅造23号線)に接面する。 (建築基準法第42条1項1号該当)	
土地の利用状況等	・物件2建物の敷地として利用されている。 ・土地東側、建物玄関付近にコンクリートブロック門柱及びコンクリートブロック塀が設置されている。道路面から建物に出入りするための階段が設置されている。何れにも損傷個所が多々見られる。 (以上、詳細は現況調査報告書参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	なし
	下 水 道	あり

次頁へ続く

特 記 事 項	1. 対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿等による過去の調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 2. 調査によると、過去に対象地において埋蔵文化財が発見された事実はなく、また、文化財保護法で規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の指定もない。従って、埋蔵文化財については対象不動産の価格形成に影響がないものと判断した。 3. 本件土地周囲で北東方・南西方の2箇所の境界石等が確認できた。物件の特定については法務局備付図面等を参考として現地での概測によって行った。但し、正確な範囲・位置関係については別途、専門家による測量を要する(詳細は現況調査報告書参照)。 4. 前記記載のコンクリートブロック門柱及びコンクリートブロック塀、階段については、建物の築年等からは特段の経済的価値はないものと判断した。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和52年9月12日新築 経 過 年 数：49年 経済的残存耐用年数：5年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディングボード等 内 壁：クロス貼等 天 井：クロス貼等 床 ：クッションフロア、畳等 設 備：給排水設備・電気設備等 その他：－
床面積（現況）	増 築 無 床面積 142.42㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：5LDK＋1階車庫 （建物間取図記載のとおり）
品 等	総 合 普通 使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状況	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	1. 市役所担当課によると、物件2は新築時点で建築確認申請、検査済証の交付を受けているとのことである。 2. 建物内部の各種設備に関しては、現地での動作確認はできなかった。 3. 本件建物の外部は、経年上の劣化が多々見られる。 4. 室内の状況は経年上の劣化が多々見られる。床及び階段に歪みが見られ、多くの個所がきしんでいる。 5. アスベスト含有建材等、建物有害物質の利用については目視調査の結果、確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途、専門家による調査を要する。 6. 1階車庫の高さは約1.8m、奥行きは約5mで、入庫できる車両に制限がある。 7. 1階浴室の窓は塞がれており、使用できない状態である。 （以上、詳細は現況調査報告書参照）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	38,500	1.0	189.00	0.90	6,549,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差：±0

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：10%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ=エ
2	180,000	142.42	0.069	1,769,000

ウ 現価率：：経過年数49年、経済的残存耐用年数5年、観察減価率は建物の状態を考慮し25%と判断し、下記により求めた。

□主たる建物：

$$\frac{\text{耐用年数法} \quad 5 \text{ 年}}{49 \text{ 年} + 5 \text{ 年}} \times (1 - 0.25) \div 0.069$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,549,000	0.40	法定地上権	2,620,000

ア 土地利用権等の及ぶ範囲を物件1の全てと判断した。

イ 土地利用権等割合：物件1の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他 の控除 減価(敷 金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	6,549,000	-2,620,000		1.0	0.80	—	3,140,000
2	1,769,000	+2,620,000	—	1.0	0.80	—	3,510,000
一括価格(合計)							6,650,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：特になし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：無

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（札幌南－10）

所 在：札幌市南区石山1条1丁目87番26
「石山1条1-4-20」

価 格：37,300円／㎡

位 置：地下鉄南北線「真駒内」駅の南西方順路距離約3.5kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：181㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：南側8m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域、第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ川岸に近い住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,158,000円

物件2 2,622,300円

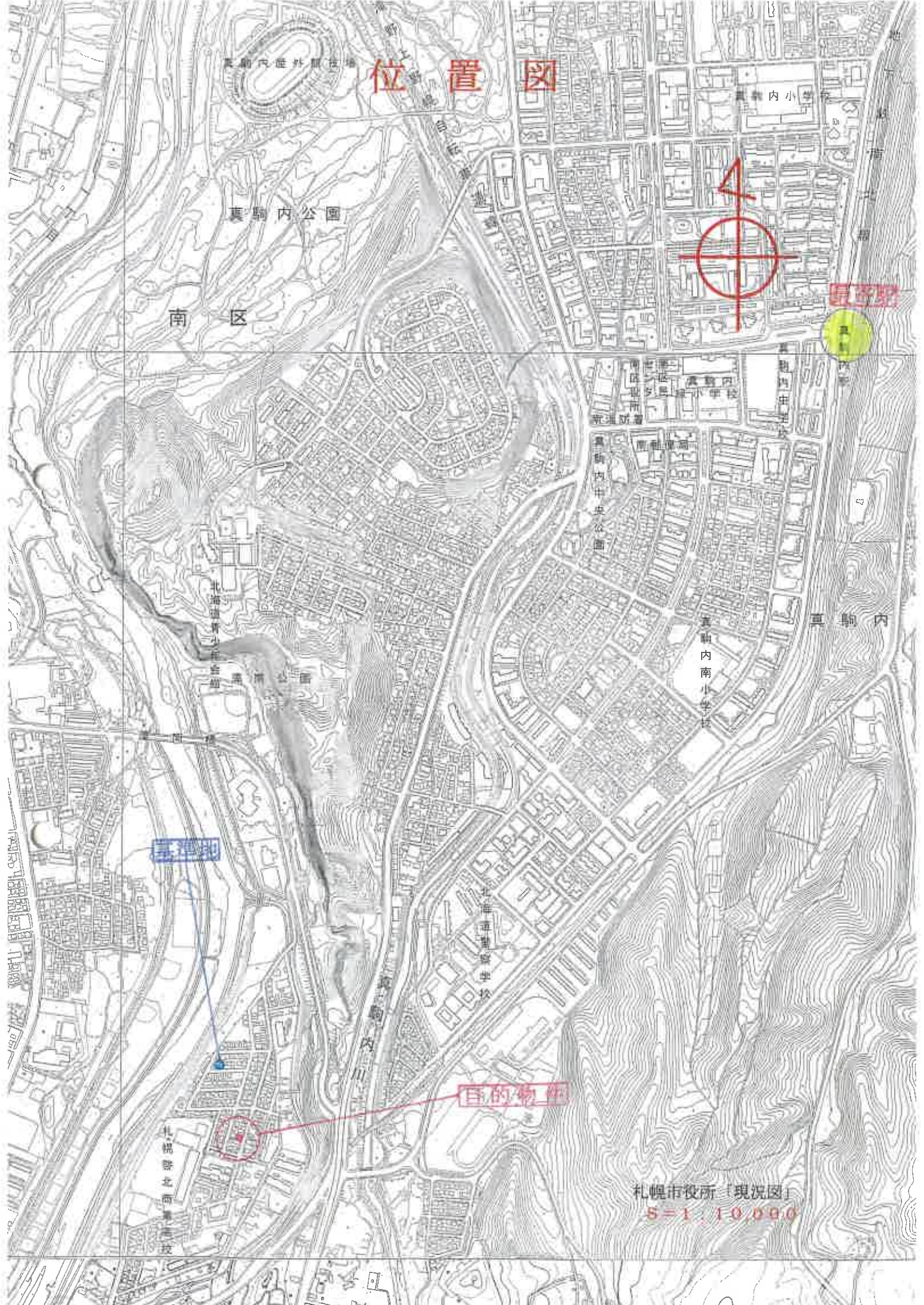
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 住宅地図写
- 3 公図写し
- 4 地積測量図
- 5 建物図面写し・各階平面図写し
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図

以 上

位置図



真駒内公園位置図

真駒内小学校

真駒内公園

南区

原野

真駒内南小学校
真駒内中央公園
真駒内公園

北海道庁
札幌市役所

真駒内公園

真駒内南小学校

真駒内

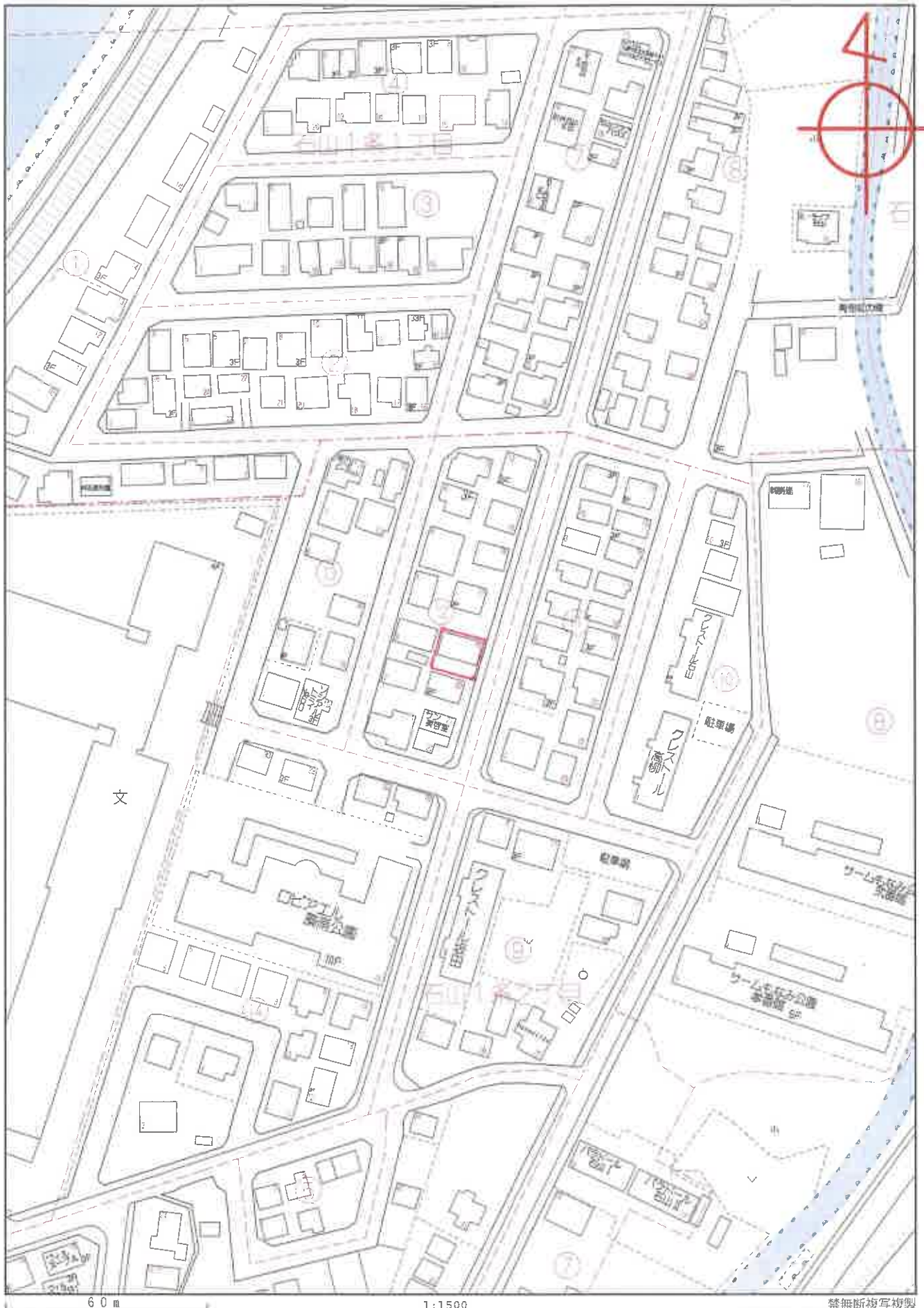
目的物件

札幌市役所
札幌市役所

札幌市役所「現況図」

1:10,000

住宅地図(写)



60 m

1:1500

Copyright (C) 2026 ZENRIN CO., LTD.

禁無断複写複製
坂井不動産鑑定事務所有限公司
Z23H00410-20260412153037

これは図面に記録されて、その内容を証明した書面である。
(札幌法務局南出支所管轄)

700301

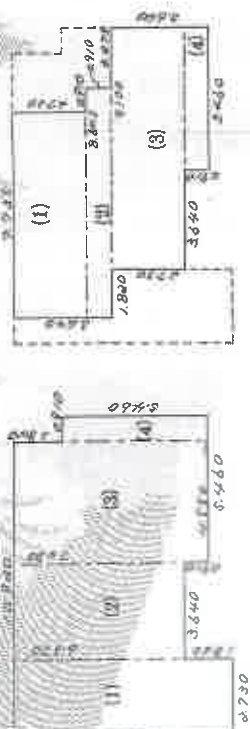
平面图

109~14

建 筑 物 所 在 北 碚 南 区 石 山 7 0 9 号 地 7 4

到/發頂

22



積求

求積

- $$\begin{array}{ll} (1) & 2.730 \times 2.990 = 2.23587 \\ (2) & 3.640 \times 6.370 = 23.1868 \\ (3) & 4.50 \times 7.280 = 33.124 \\ (4) & 0.910 \times 5.460 = 4.9686 \end{array}$$

床面積 83㎡63

床面積 58㎡79

箱 R 1/1000 1/500

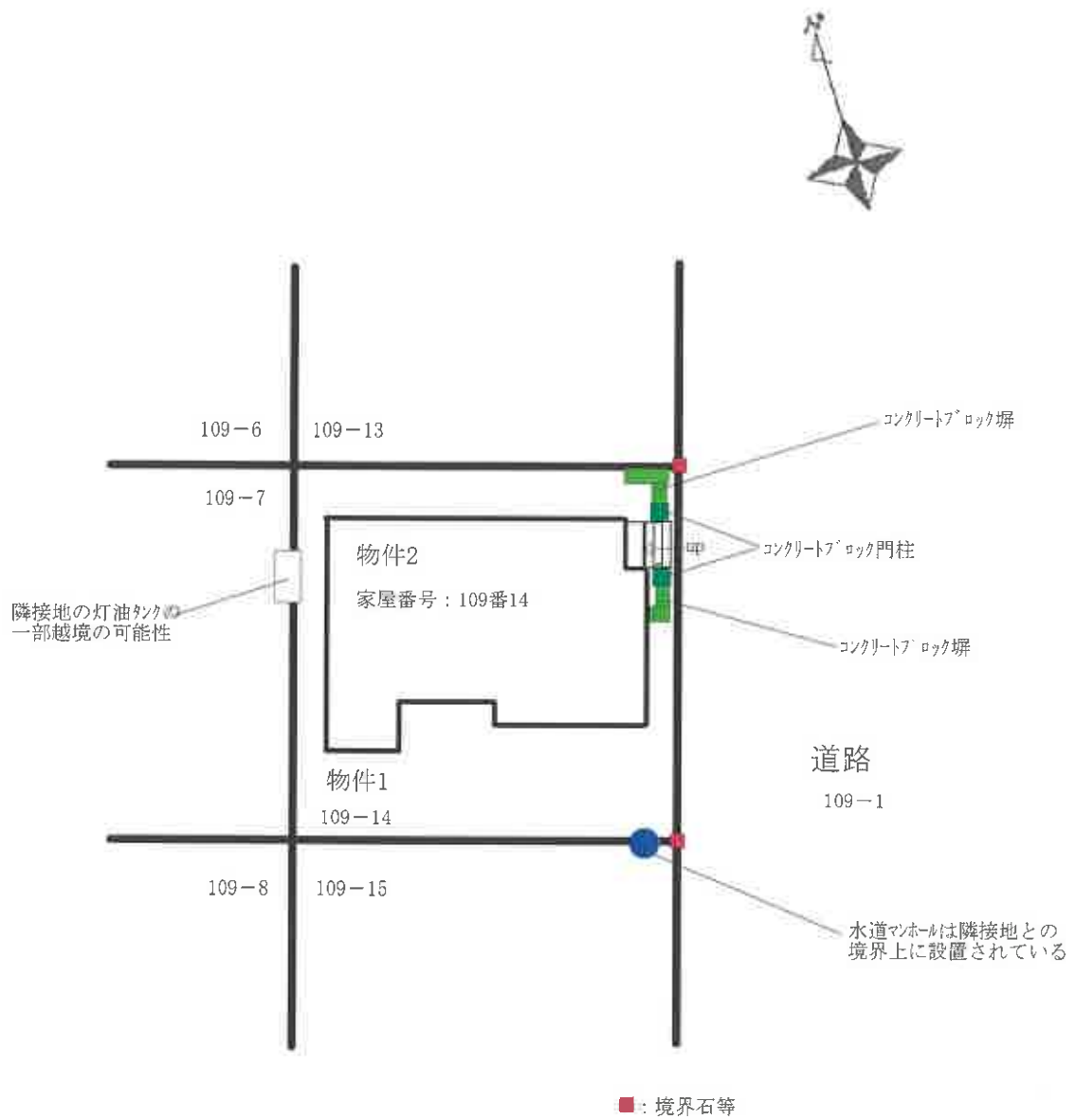
(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号: 15-3

本文面「政府各入世に備へしにもあてぬ」



土地建物位置関係図



建物間取図



1 階



2 階

